

償却資産申告の手引

申告書の提出期限 **令和8年2月2日（月）**

前年度に申告された方 — 増減申告

初めて申告される方 — 全資産申告

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告が必要となります（地方税法第383条）。また、資産の異動（増減）がなかった場合でも、償却資産申告書は必ず各項目を記載し、上記提出期限までにご提出をお願いします。

■ 申告しなければならない方

事業（製造業、販売業、建設業、不動産賃貸業、サービス業などのすべての事業をいいます。）の用に供することができる償却資産を所有している個人・法人またはこれらの償却資産を他の事業者に事業用として貸し付けている資産を所有している個人・法人は、償却資産申告書を提出しなければならないことになっています。

なお、共有の事業用資産をお持ちの場合は、持分での申告ではなく、代表者を決めていただき、「代表者氏名ほか〇名」と記載し、備考欄に共有者全員の氏名・住所・持分割合を記載して下さい。

受付開始は、令和8年1月5日（月）です。提出期限間近になりますと受付が混雑しますので、お早めの提出をお願いします。

※窓口の混雑緩和のため、郵送や電子申告（eLTAX（エルタックス））での提出にご協力ください。なお、今年度から様式変更に伴い、複写式（2枚もの）での控のお渡しができません。控が必要な場合は、あらかじめ申告者様で控用を作成いただき、提出用とあわせてご提出ください。郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒の同封もお願いします。

※申告書の提出先及びお問い合わせ先

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

摂津市 総務部 固定資産税課

T E L 06-6383-1111 または

072-638-0007 (内線 2262~2264)

直 通 06-6383-1349

F A X 06-6383-1401

■ 固定資産税における償却資産とは

- 土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産
- 減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの

例えば、次のようなものが申告対象となります。(次ページ「業種別の主な償却資産」もご参照ください)

資産の種類	細 目
構 築 物	外構工事(駐車場舗装、フェンス、塀、門、自転車置場、植栽、外灯、側溝、看板、舗装路面、よう壁等)、ごみ置場、その他土地に定着している土木設備 など
	建物付 属設備 受変電設備(キュービクル)、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、賃 借人施工の内装・内部造作 など
機 械 及 び 装 置	各種製造加工機械、電気機械、化学機械、印刷機械、医療用機械、搬送機械(コン ベアー捲上機、起重機等)、冷暖房用附属機械(ボイラー燃焼装置、冷凍機等)、土木 建設機械(道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「0、00~09 及び 000~099」の車両)) など
車 両 及 び 運 搬 具	台車、構内運搬車、道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「0、 00~09 及び 000~099」の車両) など(自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く)
工具、器具 及 び 備 品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、コピー機、エアコン、計算機、レジスター、放送 設備、応接セット、テレビ、マネキン人形、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、ネオ ン、その他測定工具、取付工具、鍛圧工具、切削工具、雑工具など

■ 課税対象となり申告しなければならない資産

1. 耐用年数1年以上で、取得価額または製作価格が **10万円以上の資産**(ただし、取得価額
10万円以上 20万円未満で法人税法上または所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で
償却を行うものを除く)
2. 耐用年数1年未満または取得価額が10万円未満であっても固定資産に計上している資産
3. 企業会計上**簿外資産**として取扱われている資産であっても、1月1日現在、事業の用に供して
いるものまたは供することができる状態にあるもの
4. 企業会計上**建設仮勘定**で経理されている資産であっても、その一部または全部が、1月1日
現在、事業の用に供しているもの
5. 耐用年数を経過した資産で、帳簿上**残存価額のみ計上されている資産**
6. 資産の所有者が、他のものに貸し付けて、事業のために用いられているもの
7. 割賦金が未完済である割賦買入資産で、すでに事業のために用いられているもの
8. 赤字決算のため減価償却を行っていないものであっても、**本来減価償却が可能なもの**
9. **遊休資産、未稼働資産**であっても、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
10. 清算中の法人で、自ら清算事務に供しているもの及び他事業者に事業用で貸し付けている資産
11. 社宅、宿舎用の資産(器具備品・構築物など)
12. 道路運送車両法上に規定する**大型特殊自動車**(「長さ 4.7m超」、「幅 1.7m超」、「高さ 2.8m超」、
「最高速度毎時 15km超(農耕作業用は 35km以上)」のうち、ひとつでも満たす場合は申告対象)
13. **改良費**(資本的支出)に区分されるもの (新たな資産の取得とみなし、資産の名称等の欄に名
称、数量、耐用年数、取得年月、改良費の価額、及び備考欄に「改良費」と記入してください。)

14. 貸貸物件などを借り受けて事業をされている方(テナント)が、自らの事業のために借家に取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備や内外壁、天井、床等の仕上及び建具、配線、配管等の一切の工事費 (賃借人(テナント)の償却資産として取り扱われます。)

■ 課税対象とならない資産

- 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- 家屋、建物附属設備のうち家屋として評価されているもの
- 無形減価償却資産(特許権、商標権、ソフトウェア等)
- 繰延資産(開業費、試験研究費等)
- 棚卸資産(貯蔵品、商品、製品等)
- 書画、骨董(複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものは除く。)
- 生物(鑑賞用、興業用その他これらに準ずる用に供するものは除く。)
- 耐用年数1年未満又は取得価額 10 万円未満の資産で、一時に損金に算入されたもの 又は 取得価額 20 万円未満の資産で、3 年間で一括償却の対象とされたもの。

■ 業種別の主な償却資産 (例示)

業種	主な償却資産の内容
各業種共通	パソコン、コピー機、エアコン、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、レジスター、簡易間仕切り、サーバー、LAN配線、受変電設備(キュービクル)、屋外給排水・ガス設備、電力引込設備、太陽光発電設備、物置(基礎のないもの)、外構工事(駐車場舗装、フェンス、塀、門、自転車置場、植栽、外灯、側溝、看板、舗装路面、よう壁等) など
飲食業	カウンター、テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、自動販売機 など
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷凍機、冷蔵庫、冷蔵ストッカー など
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、パーマ器、サインポール、タオル蒸器、消毒殺菌器 など
医(歯科)業	各種医療機器(ベッド、手術台、分娩台、X線装置、血圧計、心電計、脳波測定器、CT装置、MRI装置、歯科診療ユニット等)、各種事務機器 など
木工業	帶鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤 など
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、シャーリング、研削盤、定盤、鋸盤、プレス機、剪断機、
金属加工業	溶接機、グラインダー、モーター、コンプレッサー など
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機 など
建設業	フォークリフト、パワーショベル、ロードローラー、ショベルローラー、ブルドーザー、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプ、発電機など
ガソリン販売業 自動車整備業	ガソリン計量器、オートリフト、充電器、コンプレッサー、プレス、スチームクリーナー、テスター、オイルチェンジャー、照明設備、地下タンク、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、キャノピー(事務所と接していないもの) など
駐車場業	柵、照明などの電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル等)、駐車場料金精算機、舗装路面 など
不動産賃貸業 (共同住宅所有者)	外構工事(駐車場舗装、フェンス、塀、門、自転車置場、植栽、外灯、側溝、看板、舗装路面、よう壁等)受変電設備(キュービクル)、屋外給排水・ガス設備、電力引込設備、太陽光発電設備、中央監視制御装置、ごみ置場、物置(基礎のないもの)、ルームエアコン、集合ポスト など
農業	果樹棚、ビニールハウス、農機具(トラクター等) など

■ 償却資産と家屋の区分表 ※構造、用途、使用状況等により異なる場合がございます。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器、電話電源装置(蓄電池、充電器)		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式(LAN ボード、サーバー、ハブ、ルーター、ケーブル、配管)		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線、埋め込み式スピーカー等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、給湯器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管、バルブ、カラシ、排気筒等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎	◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発行機、駐輪設備等		◎		◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
	その他の設備等	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、看板、袖看板、簡易間仕切、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン、プラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(舗装路面、門、塀、フェンス、植栽、自転車置場、外灯、側溝、看板、よう壁等)		◎		◎

■ 固定資産税(償却資産)について

区分	説明						
納税義務者	令和8年1月1日現在における償却資産の所有者です。						
償却資産の評価	A 前年中に取得した資産の評価……取得価額×(1-減価率/2) B 前年前に取得された資産の評価……前年度評価額×(1-減価率) C 前年前に取得された資産で新たに課税される資産の評価 ○A および B に準じて行う ○取得価額×(1-減価率/2)×(1-減価率) ^{経過年数-1}						
税額	償却資産課税台帳の登録価格(課税標準額)に税率の 1.4/100 を乗じた額です。 <table border="1" style="margin-left: 100px;"><tr><td>(課税標準額)</td><td>(税率)</td><td>(税額)</td></tr><tr><td>計算例 1,500,000 円</td><td>× 1.4/100</td><td>= 21,000 円</td></tr></table>	(課税標準額)	(税率)	(税額)	計算例 1,500,000 円	× 1.4/100	= 21,000 円
(課税標準額)	(税率)	(税額)					
計算例 1,500,000 円	× 1.4/100	= 21,000 円					
免税点	償却資産の合計課税標準額が 150万円未満 の場合は課税されません。 (免税点未満と判断される場合でも必ず申告してください。)						
課税台帳の閲覧	申告および調査に基づいて、価格などを決定して、固定資産課税台帳に登録し、各年度の4月1日から固定資産税課において所有者の閲覧に供します。						
納期	1期(5月)、2期(7月)、3期(9月)、4期(12月)の4回 に分けて納税していただきます。						

■ 注意事項

- 正当な理由なくして申告しなかった場合または虚偽の申告をした場合は罰則を適用されることがあります。
- 申告書の受理後、償却資産の内容が適正であるかを確認します。資産の申告もれ等があった場合は、その年度だけでなく過去5年分まで遡及して修正することもあります。(※過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。)
- 償却資産に**該当する資産がない場合**や、解散、事業所閉鎖、休業、名称変更などをされた場合でも償却資産申告書の備考欄等にその旨を記載し、**必ず申告してください。**

■ 課税標準額の特例などについて

地方税法第349条の3または本法附則第15条に規定する機械設備等に対しては、課税標準の特例が認められています。また、地方税法第348条に該当する場合は非課税になります。

特例該当資産および非課税該当資産をお持ちの方は、「種類別明細書(増減資産用)」の摘要欄にそれらの適用条項を記載してください。また、添付書類が必要ですので、詳細については固定資産税課までお問い合わせください。

■ 電子申告についてのお知らせ

本市では、インターネットを介した電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」による申告受付も行っております。詳しくはeLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧いただき、便利な電子申告システムをご利用ください。

■耐用年数に応ずる減価率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		(1-減価率/2)	(1-減価率)			(1-減価率/2)	(1-減価率)			(1-減価率/2)	(1-減価率)
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962
21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945	61	0.037	0.981	0.963

■耐用年数に応ずる減価率表による計算例

・前年中に取得した資産の評価 … 取得価額 × 前年中取得の減価残存率(1-減価率/2)

(例) 令和 7 年 8 月に 1,000,000 円で購入した、耐用年数が 10 年の資産

$$1,000,000 \text{ 円 (取得価額)} \times 0.897 = \underline{\underline{897,000 \text{ 円 (令和 8 年度評価額) }}}$$

・前年前に取得した資産の評価 … 前年度評価額 × 前年前取得の減価残存率(1-減価率)

(例) 令和 6 年 8 月に 1,000,000 円で購入した、耐用年数が 10 年の資産

$$1,000,000 \text{ 円 (取得価額)} \times 0.897 = 897,000 \text{ 円 (令和 7 年度評価額)}$$

$$897,000 \text{ 円 (令和 7 年度評価額)} \times 0.794 = \underline{\underline{712,218 \text{ 円 (令和 8 年度評価額) }}}$$

※ この表によって算出された 1 月 1 日現在の評価額が取得価額の 5% 以下となった場合、評価額は取得価額の 5% にとどめます。

■償却資産に関するQ&A

Q1 儻却資産とは何ですか？

A1 「土地・家屋以外の、事業の用に供することができる資産」で、「減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入されるもの」です。詳しくは、P.2～P.3をご確認ください。

Q2 なぜ償却資産の申告が必要なのですか？

A2 事業用資産を所有する方は、毎年賦課期日（1月1日）時点の所有状況について当該資産の所在地の市町村に申告しなければなりません（地方税法第383条）。

Q3 該当する資産がない場合でも、申告は必要ですか？

A3 儻却資産の有無を把握するためにも、申告書右下にある「20 □該当資産なし」の欄にチェック（）の上、ご提出をお願いします。

Q4 わずかな償却資産しか所有していないが、申告は必要ですか？

A4 必要です。償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、課税されるかどうかは申告書を基に課税標準額を算出して決定しますので、資産の多少にかかわらず申告をお願いします。

Q5 前回の申告から資産の増減がない場合でも、申告は必要ですか？

A5 必要です。申告書右下にある「19 □増減なし」の欄にチェック（）の上、ご提出をお願いします。

Q6 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産でも申告は必要ですか？

A6 必要です。その資産が実際に事業に使用可能な状態にある限りは申告の対象となります。なお、償却資産の評価額の最低限度は、取得価額の5%です。

Q7 使っていない資産は償却資産の申告が必要ですか？

A7 一時的に休止しているだけでいつでも稼動して事業の用に供することができる状態の場合であれば償却資産として申告の必要があります。したがって、未稼働資産や遊休資産であっても申告する必要があります。

Q8 減価償却していない資産は、償却資産の申告の対象となりますか？

A8 減価償却を行っていない資産であっても、その資産が「事業の用に供することができるもの」であれば、償却資産の申告対象となります。

Q9 税務署に確定申告をしていますが、市役所にも申告が必要ですか？

A9 確定申告は国税の計算のためのもので、償却資産の申告は市税(固定資産税)の計算に必要です。それぞれの内容に応じて申告してください。また、該当する償却資産を所有されている場合は、確定申告の有無に関わらず市へ申告を行ってください。

Q10 賃貸マンションを所有していますが、どのようなものが償却資産となりますか？

A10 賃貸マンションの場合、一般的に次のような資産があると考えられます。

構築物	駐車場のアスファルト舗装(車止めや白線を含みます)、周囲のネットフェンス・側溝、壁面文字、外灯、物置、自転車置場、屋外に設置されたガス・上下水道の埋設管、太陽光発電パネル(屋根材一体型のものを除きます。)、受変電設備、外灯(屋外配置・配管を含みます。)
器具・備品	集合郵便受け、自転車ラック、家具付マンションの場合のエアコン・冷蔵庫・テレビ・収納家具等

※P.3 の例示もご参考ください。

Q11 「建物工事一式」で減価償却している場合の対象資産はどのように分ければよいですか？

A11 建築業者から詳細な見積書等を取り寄せていただき、償却資産に該当するものについて、申告をしてください。

Q12 テナントとして店舗を借りて事業をしていますが、テナント側の費用で施工した内装は誰が申告するのですか？

A12 テナントの方が申告してください。テナントの方が自己の費用で施工した内装、建築設備(電気設備、給排水工事、衛生設備、空調設備など)は、テナントの方が所有する償却資産となります。

Q13 リース資産は誰が申告するのですか？

A13 原則、リース会社となります。ただし、リース期間経過後に「無償譲渡」や「名目的料金による再リース」など、所有権移転が決まっている資産については、資産を借り受けた賃借人の所有資産として、申告が必要になります。

Q14 会社の福利厚生施設の設備・備品なども償却資産の対象となりますか？

A14 福利厚生用の資産は、本来の事業の用に直接供されてはいませんが、事業を行うために必要なものとして申告の対象となります。

Q15 家庭用にも事業用にも使用する備品類は償却資産に該当しますか？

A15 家庭用として使用する資産であっても事業の用に供する資産であれば、償却資産の対象となります。この場合、課税される部分と課税されない部分に按分して取り扱うことはできませんので、取得価額の全額が課税対象となります。

Q16 年の途中で事業所を廃止・閉鎖した場合はどうなりますか？

A16 固定資産税は1月1日現在所有する資産について課税されますので、年の途中で廃止・閉鎖し、資産を譲渡・処分した場合でもその年度の固定資産税は納付してください。また、翌年度の償却資産の申告について、申告書の「21 転出・廃業・解散・その他」欄に廃止・閉鎖した旨と、その年月日をご記入いただき、種類別明細書(増減資産用)を提出してください。

Q17 法人が合併や分割をした結果、償却資産の異動があった場合はどのような申告が必要ですか？

A17 申告書の「22 備考」欄に「いつ・どこ(事業者名)と合併(または分割)」したか記入してください。また、合併や分割をした結果、承継により資産が増加した法人については、種類別明細書(増減資産用)の摘要欄に「合併による増加」と記載して申告してください。合併(分割)後の法人へ資産が移動した法人については、種類別明細書(増減資産用)の摘要欄に「合併による減少」と記載して申告してください。

Q18 法人の場合、決算期に合わせて申告してもよいですか？

A18 固定資産税の賦課期日(課税の基準日)は1月1日ですので、決算期にかかわらず1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告することが義務付けられています。

Q19 償却資産の取得価額を算定する場合の消費税の取り扱いについてはどうすればよいですか？

A19 税務会計上で採用している経理方式により異なります。税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は消費税を含んだ金額となります。

■償却資産に関するホームページのご案内



摂津市 償却資産

検索